

平成22年8月2日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

育児・介護休業法の改正

—平成22年6月30日より—

本年6月30日より「育児・介護休業法」が改正されました。主なポイントは以下の通りです。

1. 短時間勤務制度措置の義務化、所定時間外労働免除の制度化（3歳までの子を養育する者）

《改正前》下記①～⑤の「労働時間の短縮措置」より1つ以上を選択

- ①短時間勤務制度
- ②フレックスタイム制度
- ③所定時間外労働の免除制度
- ④始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ
- ⑤託児施設の設置運営

《改正後》 ①短時間勤務制度（1日6時間）
②所定時間外労働の免除制度 } 義務化

2. 子の看護休暇の拡充（小学校就学前の子を養育する者）

《改正前》子の人数にかかわらず1年度につき5日取得することが可能

《改正後》子が1人の場合「1年度につき5日」子が2人以上の場合「1年度につき10日」

3. 男性の育児休業取得促進

《改正前》子が1歳に達するまでの1年間につき、育児休業が取得可能

《改正後》父母共に育児休業を取得する場合は、子が1歳2ヶ月に達するまで延長可能

（補足1）父母が各々取得できる休業期間の延長は、1年2ヶ月ではなく1年（母親の場合、産前産後休業と育児休業期間を合わせて1年間）となります。

（補足2）「父母が共に育児休業を取得する場合」とは、父母が同時に育児休業を取得する場合に限らず、父母が交替で育児休業を取得する場合も含まれます。

4. 配偶者が専業主婦である場合の育児休業取得除外規定の廃止

《改正前》配偶者が専業主婦等で育児に専念できる場合には、労働者の休業や短時間取得希望の申し出を拒むことが可能。

《改正後》配偶者が育児に専念できる場合であっても、労働者からの申し出があれば拒否することは不可能。

5. 短期介護休暇制度の創設

《改正前》短期介護休暇制度の規定なし。

《改正後》要介護状態の対象家族が1名の場合「1年度に5日」、対象家族が2名以上であれば「1年度に10日」取得可能

※1. 5について…常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年6月30日より施行される予定です。